

ISO・経営支援センター井崎です。

本日当センター7月例会が行われ、恒例のミニセミナーは私が担当しました。

毎回技術に関するテーマが多いのですが、今回は最近俄かに騒がしくなっているインボイス制度に関する話をしました。きっかけはインボイスに関する郵便物や取引先からの連絡が増え、内容を読むとこれは他人ごとではない身近な問題であり、我々の技術士業に影響があるとわかったからです。現在多くの技術士は消費税の免税事業者で消費税の申告・納税をされていないと思いますが、このままでは今後いろいろと影響が出てくると予想されます。気になる方は取引先へのヒアリングすることもよいでしょう。

技術士会でも講演会等で、本制度の解説やアドバイスをしてもらいたいと思います。

詳しくは

「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf> をご参照ください。